

基山町地域公共交通活性化協議会規約（案）

（設置）

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成に関する協議及び交通計画の実施に係る連絡調整を行うため、基山町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（事務所の位置）

第2条 協議会の事務所は、佐賀県三養基郡基山町大字宮浦666番地内に置く。

（事業）

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- （1）交通計画の策定及び変更に関すること。
- （2）交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- （3）交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第4条 協議会は、別表に掲げる者及び団体等を代表する者をもって組織する。

2 会長は、基山町長をもって充てる。

（役員の数及び選任）

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- （1）会長 1人
- （2）副会長 1人
- （3）監事 2人

2 副会長及び監事は、委員の中から互選によりこれを定める。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

（役員の仕事）

第6条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

（委員の任期）

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、委員の中から互選によりこれを定める。

3 会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

4 会議の議決の方法は、会議に出席した委員の過半数で決めるものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 会議は、原則として公開とする。

6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、会議への出席を依頼し、資料の提出又は助言等を求めることができる。

7 委員は、会議を欠席するときは、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

8 前各号に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第9条 会議において協議が整った事項について、協議会の構成員はその協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(小委員会の設置)

第10条 協議会は、第3条の各号に定める事項について、地域住民又は地域公共交通の利用者の意見を反映するため、小委員会を設置することができる。

2 小委員会は住民・利用者等により組織する。

(専門部会の設置)

第11条 協議会に、特別の事項及び専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員及び専門委員（以下「臨時委員等」という。）を置くことができる。

2 臨時委員等は、会長が委嘱する。

3 臨時委員等は、当該事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(事務局)

第12条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、基山町定住促進課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者を充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第13条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に

定める。

附 則

この規約の施行後最初に行われる会議は、第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、基山町長が招集する。

附 則

この規約は、平成 25 年 3 月 22 日より施行する。

附 則

この規約は、令和 3 年 6 月 28 日より施行する。

附 則

この規約は、令和 3 年 10 月 6 日より施行する。

別表（第 4 条関係）

区 分	委 員
法第 6 条第 2 項第 1 号	基山町
法第 6 条第 2 項第 2 号	公共交通事業者・道路管理者等
法第 6 条第 2 項第 3 号	所管警察署・住民、利用者等